

平成 26 年度 第 11 回

宍粟市教育委員会

会 議 録

(要点筆記)

日時 平成 27 年 3 月 16 日 午後 4 時 30 分から

場所 宍粟市役所 401 会議室

第11回（定例）宍粟市教育委員会会議録

1 開会・閉会の年月日時及び場所

平成27年3月16日（月） 午後4時30分 ～ 午後6時10分

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

宍粟市役所 401会議室

2 会議に出席した者の職氏名

教育委員

杉本健三	委員長	金本一二	委員
弓削ルリコ	委員	田中真人	委員
西岡章寿	委員(教育長)		

事務局

岡崎悦也	教育部長	楳谷米男	教育部次長
澤田志保	教育総務課長	志水良和	学校教育課長
田村純司	こども未来課長	田路正幸	社会教育課長
清水敬司	山崎給食センター所長	橋本 徹	教育総務課副課長

3 開会

杉本委員長が開会した。

4 会議の成立宣言

出席者数5名となり、杉本委員長が会議の成立を宣言した。

5 会議録署名委員の指名

(1) 署名委員は、杉本委員長の指名により、次のとおり決定された。

弓削委員

6 前回会議録の承認

第10回（定例）宍粟市教育委員会会議録の承認に関する件

前回の定例教育委員会における協議事項、報告事項の会議録について、教育総務課 澤田課長が説明し、承認された。

7 教育長報告

次の1点について西岡教育長が報告した。

学校規模適性化・幼保一元化等推進状況について

波賀中学校区学校規模適正化については、3月議会に上程されていた学校設置条例の一部を改正する条例案が可決され、4月から新生波賀小学校としてスタートすることが決まった。3月1日には野原小学校、8日には波賀小学校、15日には道谷小学校の閉校式がそれぞれ盛大に且つ厳粛に挙行され、委員の皆様にはご出席いただき感謝申し上げます。

一宮北中学校区学校規模適正化については、3月11日に第8回協議会が開催され、一宮北小学校の校章デザインは公募で行うこと、また校歌は業者に依頼して28年3月末までに制作することを決定された。また、同一敷地内で建設する新校舎並びにプールの工事について、3月13日に地元説明会を開催しご了解をいただいた。

伊水・都多小学校区学校規模適正化については、3月3日に地域の委員会を開催し、3月中に伊水・都多の両校区保護者、就学前の保護者を含めてであるが、それぞれの学校規模適正化に関する方向性の集約に向けた意見交換会を開催することを決定された。

三土中学校については、3月2日に三土中事務組合教育委員会が開催され、この3月末をもって閉校し、事務組合教育委員会も解散することを確認し、64年間の歴史に幕を閉じることになった。なお、閉校式は3月22日に開催される。

千種中学校区幼保一元化については、3月議会に上程していた幼稚園設置条例の一部を改正する条例案についても可決され、この3月末をもって、千種幼稚園、千種幼稚園鷹巣分園、千種北幼稚園を廃止することが決まった。なお、閉園式は3月21日に開催する。

一宮北中学校区と一宮南中学校区の幼保一元化については、3月2日に一宮北中学校区が、3月4日に一宮南中学校区の地域の委員会がそれぞれ開催され、両委員会とも先進事例のこども園に視察に行くことを話し合わせ、今後、委員会で協議を進めることを確認された。

8 議事

議事に入る前に、第29号議案は人事案件であるので、非公開にしたいと委員長が説明し、審議の結果、全員「異議なし」とし、第29号議案は協議報告事項終了後の非公開審議が決定された。また、第40号議案の審議決定後に、第41号議案が提案され審議された。

第30号議案 学校運営協議会を置く学校の指定について

千種中学校及び波賀中学校区それぞれにおいて、地域に開かれ支えられた地域総ぐるみの学校づくりをめざして、学校運営に地域住民や保護者の参画が得られるよう学校運営協議会を設置しているが、現在の指定期間が27年3月31日をもって終了することから、千種中学校区、波賀中学校区ともに、平成27年4月1日から平成29年3月31日までとして、再指定を行おうとするものであることを、志水学校教育課長が説明した。

審議の結果、全員「異議なし」とし決定された。

第31号議案 宍粟市指定有形文化財の指定について

宍粟市文化財審議委員会から、山崎町町方文書22点の宍粟市指定有形文化財の指定について意見書の提出があった。江戸時代初めの宍粟立藩直後の山崎城下町のまちづくり、町人の暮らしぶりを示す資料であり、市にとって価値あるものであることから、宍粟市文化財保護条例第4条第1項の規定により、宍粟市指定有形文化財に指定し保護を図ろうとするものであることを、田路

社会教育課長が説明した。

審議の結果、全員「異議なし」とし決定された。

第32号議案 宍粟市指定有形文化財の指定解除について

宍粟市文化財保護条例第5条第3項の規定により、兵庫県指定文化財に指定された、絵画 絹本着色圓空像、絵画 絹本着色伝吉光女像、絵画 絹本墨画羅漢像について、宍粟市指定文化財の指定解除をしようとするものであることを、田路社会教育課長が説明した。

審議の結果、全員「異議なし」とし決定された。

第33号議案 宍粟市立学校設置条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について

3月11日開催の市議会における宍粟市立学校設置条例の一部改正の議決を受け、波賀中学校区の学校規模適正化の実施に伴う学校の廃止及び設置を行うことで、関係規則である宍粟市教育委員会公印規則、宍粟市立学校の通学区域に関する規則、宍粟市立幼稚園の通園区域に関する規則の一部改正を行い、宍粟市波賀通学バス管理運行規則の制定を行い、波賀町スクールバス設置及び管理条例施行規則の廃止をしようとするものであることを、澤田教育総務課長が説明した。

審議の結果、全員「異議なし」とし決定された。

第34号議案 宍粟市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について

3月11日の市議会における宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正の議決を受け、千種中学校区の幼保一元化の実施に伴う幼稚園の廃止を行うことで、関係規則である宍粟市教育委員会公印規則、宍粟市立幼稚園管理規則、宍粟市立幼稚園の通園区域に関する規則の一部改正をしようとするものであることを、澤田教育総務課長が説明した。

審議の結果、全員「異議なし」とし決定された。

第35号議案 宍粟市立幼稚園管理規則等の一部改正について

平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼稚園が特定教育・保育施設の位置づけとなることから、入園手続きの変更等が生じるため、宍粟市立幼稚園管理規則を改正しようとするもの、あわせて、特定教育・保育施設利用者負担額（幼稚園保育料等）について、子育て世代への支援策として母子家庭等世帯減免並びに多子世帯軽減を実施することから、幼稚園保育料徴収条例第4条に規程する保育料の減免についてその内容を明確にするため、幼稚園保育料徴収条例施行規則を改正しようとするものであることを、澤田教育総務課長が説明した。

審議の結果、全員「異議なし」とし決定された。

第36号議案 宍粟市就学指導委員会規則等の改正について

学校教育法施行令が改正され、障がいのある児童・生徒の就学後の支援についての助言等の機能充実を図るようになったことを受けて、就学指導委員会の名称を教育支援委員会に変更し、障がいのある児童・生徒の一貫した支援体制を図るため宍粟市就学指導委員会規則を改正しようと

するもの、あわせて、学童保育所特別支援児入所判定委員会委員を就学指導委員会委員等の中から選任する規定があることから、宍粟市学童保育所特別支援児入所判定委員会要綱を改正しようとするものであることを、志水学校教育課長が説明した。

審議の結果、全員「異議なし」とし決定された。

第37号議案 宍粟市青少年問題協議会条例施行規則等の廃止について

宍粟市青少年問題協議会条例の一部改正に伴い、協議会委員は市長が委嘱又は任命するものであること、所掌事務が青少年問題に関する総合的施策に関わるものであることから、教育委員会規則から市規則へ変更するため、宍粟市青少年問題条例施行規則を廃止しようとするものであること、あわせて、類似する目的や所掌を有する宍粟市青少年健全育成推進協議会と一本化するため、教育委員会要綱である宍粟市青少年健全育成推進協議会設置要綱を廃止しようとするものであることを、田路社会教育課長が説明した。

審議の結果、全員「異議なし」とし決定された。

第38号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則等について

平成 27 年 4 月 1 日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行にあたり、関係規則等の整理を行う必要があるため、宍粟市教育委員会公告式規則、宍粟市教育委員会会議規則、宍粟市教育委員会傍聴規則、宍粟市教育長に対する事務委任規則、宍粟市教育委員会事務局組織規則、宍粟市教育委員会公印規則、宍粟市教育長の職務代理者を定める規則を改正すること、あわせて宍粟市立学校管理規程を改正しようとするものであることを、澤田教育総務課長が説明した。

審議の結果、全員「異議なし」とし決定された。

第39号議案 宍粟市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について

平成 27 年 2 月 16 日開催の第 10 回教育委員会において決定し、市長に協議をしていた地方自治法第 180 条の 7 の規定による市長の補助機関における補助執行について、受諾回答があったことから、宍粟市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関して、教育委員会権限の留保等について明確にするため規則を制定しようとするものであることを、澤田教育総務課長が説明した。

審議の結果、全員「異議なし」とし決定された。

第40号議案 地方自治法第180条の2の規定による補助執行とする事務の追加及び委任事務の一部変更に関する協議について

地方自治法第 180 条の 2 の規定により、普通地方公共団体の長はその権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会または委員と協議して補助執行または委任することができることから、市長より協議のあった補助執行とする事務の追加及び委任事務の一部変更に関する協議について、その取扱いを決定する必要があることを澤田教育総務課長が説明した。

審議の結果、全員「異議なし」とし承諾することを決定された。

第41号議案 宍粟市教育委員会事務局組織規則の改正について

平成26年10月28日開催の第6回教育委員会において、地方自治法第180条の2の規定による市長からの事務委任協議を受諾したこと、平成27年2月16日開催の第10回教育委員会において決定し市長に協議していた地方自治法第180条の7の規定による市長の補助機関における補助執行について受諾回答があったこと、平成27年3月16日開催の第11回教育委員会において地方自治法第180条の2の規定による市長からの補助執行とする事務の追加等に関する協議を受諾したことに伴い、宍粟市教育委員会事務局組織の事務及び事務分掌を整理する必要があるため、規則を改正しようとするものであることを澤田教育総務課長が説明した。

審議の結果、全員「異議なし」とし決定された。

委員の主な意見及び事務局の説明

(田中委員)

第30号議案について、学校運営協議会が設置してから、千種は4年、波賀は2年が経過した。その成果及び課題を教えていただきたい。

(学校教育課長)

成果として、小中連携をより一層すすめるための合同行事の提案など、学校の取組について積極的な意見が得られ、学校運営に地域の声を反映させる仕組みが出来上がりつつある。また、コミュニティスクール便り発行を通じて学校の様子のお知らせや、学校への協力の機運を高めることができている。課題は、地域総がかりの教育、学校づくりには、まだ十分でないところもあり、さらに地域の協力をいただける部分を増やしていくことが、今後の課題であると感じている。

(田中委員)

コミュニティスクール便りを通して学校の情報がわかることもあり、これからも地域に開かれた取組みをお願いしたい。

(弓削委員)

第32号議案について、宍粟市文化財審議委員会から意見書があった山崎町町方文書22点が、いかに町方の暮らしぶり等を示す貴重な資料なのかをもう少し説明していただきたい。

(委員長)

山崎町町方文書には、絵図等に描かれた形態の資料も含まれているのか説明いただきたい。また、絵図に落とし込んだ歴史資料は初心者にとっても分かりやすいものである。せっかくの文化財指定の機会でもあり、子どもたちにもわかりやすく興味、関心が高まるような、資料の展示活用をお願いしたい。

(社会教育課長)

文化財指定文書には山崎町町方文書地詰帳がある。地詰帳とは農村でいうところの検地帳にあたり、山崎城下町の屋敷の地番、面積、所有者等を書き上げた資料である。地詰帳は(慶安3年)1650年からのものであり、1615年に池田輝澄が宍粟藩を立藩した直後の山崎町の屋敷割り等を示す資料である。他の地詰帳等の資料も含め、江戸時代から幕末までの文書であり、貴重な資料といえる。なお、今回の文化財指定文書には絵図等に描かれた形態のものは資料に含まれていない。

今後、資料整理を行い、現在の町割りとう江戸時代の町割りが比較できるようなわかりやすい展

示方法の検討も行いたいと考える。

(弓削委員)

第32号議案に関連して、一宮町安積地内にカヤの巨木が存するが、地元の方によればいわれある立派なもの聞く。このような記念物はもっと広報周知すべきとも思うが、いかがなものか説明いただきたい。

(社会教育課長)

文化財、史跡、天然記念物等は市民に知っていただき理解いただくことで、文化財としての保護や、対象物の文化財指定にもつながるので、今後も文化財の価値の啓発等に努めていきたいと思う。

(弓削委員)

第33号議案に関連して、波賀中学校のスクールバス、自転車を用いた通学手段等について説明いただきたい。

(教育総務課長)

波賀中学校では原有賀以北がスクールバス利用の対象区域で、野尻は冬季のみスクールバス利用ができる対象区域となっており、それ以外は、自転車を通学手段としている。

(委員長)

第38号議案の規則の施行期日は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日からとあるが、経過措置として、各地方公共団体における新教育長が任命された後から施行になると理解してよいか確認したい。また、教育長職務代理者を、新教育長が教育委員の中から指名することになっているが、教育委員会へ委任された事務の一部を事務局職員に委任し、臨時に代理することも可ということとは、その場合には、事務局で代理すると理解してよいか確認したい。

(教育総務課長)

そのとおりである。

9 協議報告事項

(1) 学校規模適正化・幼保一元化等推進の状況について

資料1「学校規模適正化・幼保一元化推進の状況」により、学校規模適正化については、教育総務課 澤田課長、幼保一元化については、こども未来課 田村課長が報告し、また、学校規模適正化及び幼保一元化について、岡崎教育部長が追加報告をした。

(2) 三土中学校事務組合教育委員会からの引継書について

資料2「三土中学校事務組合教育委員会の解散に伴う引継について」により、教育総務課 澤田課長が報告をした。

(3) 宍粟市3歳児教育実施要綱の制定について

資料3「宍粟市3歳児教育実施要綱」により、教育総務課 澤田課長が報告した。

(4) 宍粟市学童保育所要綱の改正について

資料4「宍粟市学童保育所要綱の一部を改正する要綱」により、こども未来課 田村課長が報告した。

(5) 千種B & G海洋センタープール建設工事について

資料5「千種B & G海洋センタープール建設工事設計管理業務 概要」により、社会教育課 田路課長が報告した。

(6) 教育機関（生涯学習センター・図書館）開館日について

4月から、センターいちのみや、市民センター波賀、センターちくさの生涯学習センターについて、月曜日を職員週休日として完全に閉館の予定であること、図書館の開館時刻を従来より30分早め、9時30分開館予定であること、また試行として、金曜日の閉館時間を1時間繰り下げて18時30分までとすることを社会教育課 田路課長が説明した。

(7) その他について

27年度 学校園所等児童生徒数（見込）についてと、波賀小学校開校式について、教育総務課 澤田課長が報告した。また、第10回宍粟市さつきマラソン大会の参加申込状況について、社会教育課 田路課長が説明した。

委員の主な意見及び事務局の説明

（弓削委員）

一宮北中学校卒業式出席時に、今年度の一宮北中学校卒業生が55名であり、部としての活動が困難になりつつある吹奏楽部の様子を聞いた。将来、一宮町内の南、北の中学校を一つにする見通しを教育委員会では持っておられるか教えていただきたい。

（学校教育課長）

現状の吹奏楽部の部活動の活動状況は、波賀中学校、伊和高等学校と合同練習をしているとも聞くが、基本的に中学校舎内で練習している状況である。将来的には、生徒数の減数は心配している。

（委員長）

3歳児の定義を教えていただきたいが、小学校に入る前が5歳児、その前が4歳児とすれば、その前を3歳児と理解してよいか。また、波賀の幼稚園で実施される3歳児教育が宍粟市で初めての3歳児教育ということになるのか。

（教育総務課長）

3歳児の定義はそのように理解いただきたい。また、市では初めて波賀幼稚園で3歳児教育に取り組む。

(田中委員)

スポニックパーク一宮では、今年から冬場は寒いので、夜間、温水プールの水面にビニールシートを張って保温している。千種も非常に寒いところなので、千種B&Gプールでも一宮の保温方法を参考されてはどうかと思う。冬場の対策を考えておられるならば説明いただきたい。

(社会教育課長)

冬場は温水の熱源だけでは寒いので、空調による保温も検討している。

(教育部長)

冬場はプール水温が下がりやすいので、一宮の事例を参考にさせていただいて、経費の節減に努めていきたい。

10 次回会議の招集について

平成27年4月16日(木)午後5時00分から、平成27年度第1回宍粟市教育委員会を宍粟市役所403会議室で開催すると決定した。

11 閉会

金本委員が閉会した。

以上 午後6時10分終了